

明石市長・明石市議会議員
明石市長・明石市議会議員立候補予定者 様
関係後援団体の代表者

明石市選挙管理委員会
委員長 森田尚敏
(公印省略)

**明石市長・明石市議会議員選挙に係る
公職の候補者等の寄附及び後援団体に関する寄附等の禁止について**

令和5年4月30日任期満了に伴う明石市長・明石市議会議員選挙については、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）（以下「統一地方選挙臨時特例法」という。）第1条第1項により、統一地方選挙として令和5年4月23日に執行されます。これにより、公職選挙法第199条の5第4項に規定する「一定期間」は、統一地方選挙臨時特例法第6条の規定により、「選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間」とされ、令和5年1月23日（月）から選挙の期日（令和5年4月23日（日））までの間となります。

については、この期間は、期間にかかわらず禁止される寄附に加え、下記の寄附等を行うことについても禁止されますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 候補者等が、選挙区内にある者に対し、専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償をすること。
- 2 後援団体が、選挙区内にある者に対し、その団体の設立目的により行う行事又は事業に関する寄附をすること。
- 3 何人も、選挙区内にある者に対し、後援団体の総会等の行事において饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与すること。
- 4 候補者等が、選挙区の内外を問わず、自分の後援団体（資金管理団体を除く。）に対し、寄附をすること。

明石市選挙管理委員会
Tel 078-918-5062